## 西多摩地区町村立学校教科用図書採択要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西多摩郡各町村立学校(以下「関係町村立学校」という。)で使用する 教科用図書について、西多摩郡各町村教育委員会(以下「関係町村教育委員会」という。)が、 公正かつ円滑な採択を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(教科用図書の採択)

第2条 関係町村教育委員会は、西多摩地区教科用図書採択協議会での教科用図書選定結果を 踏まえ、教科の種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(西多摩地区教科用図書採択協議会)

- 第3条 関係町村教育委員会は、関係町村立学校において使用する教科用図書の採択について協議するために、西多摩地区教科用図書採択協議会(以下「採択協議会」という。)を設置する。
- 2 採択協議会の組織と運営は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 組織

関係町村教育委員会教育長及び当該教育委員会で選出された教育委員各1人の8人とする。

(2) 職務

採択協議会は、その下に教科用図書の調査研究を行い、かつ、採択の公正を期するため、教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置き、その報告に基づいて検討し、教科用図書を教科の種目ごとに1種選定する。

(3) 設置期間及び委員等の任期

採択協議会を置く期間は、西多摩地区町村立学校教科用図書採択要綱に関する実施細目(以下「実施細目」という。)において別に定める。

- (4) 委員長及び副委員長
  - ア 採択協議会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
  - イ 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
  - ウ 委員長は、採択協議会を招集し、統括する。
  - エ 委員長は、調査委員会の委員及び専門部会の部員を委嘱する。
  - オ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (5) 議決
  - ア 採択協議会は、委員の過半数の出席をもって、開議することができる。
  - イ 採択協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、委員長は、委員として 議決に加わることができない。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (6)会議の公開

採択協議会の会議は、公開とする。

(教科用図書調査委員会)

- 第4条 調査委員会の組織と運営は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)組織

調査委員会は、次に掲げる10人の委員によって構成する。ただし、教科用図書の採択に直接の利害関係を有するとみられる者は、委員となることができない。

- ア 関係町村教育委員会教科書採択関係事務主管課長 4人
- イ 校長代表 1人
  - ウ 副校長代表 1人

工 PTA代表 4人

## (2)職務

ア 調査委員会は、必要な資料を得るため種目ごとに専門部会を置き、専門部会からの調査報告書並びに文部科学省及び東京都教育委員会から示された基本資料に基づき、全ての教科用図書について調査研究し、その結果を採択協議会に報告する。

イ 調査委員長は、採択協議会に出席し、調査委員会による調査報告をする。

(3) 任期

委員の任期は、実施細目で別に定める。

- (4)委員長及び副委員長
  - ア 調査委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
  - イ 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
  - ウ 委員長は、調査委員会を招集し、統括する。
  - エ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (5)議決
  - ア 調査委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって、開議することができる。
  - イ 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、委員長は、委員として議決に加わることができない。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (6)委員会の公開

調査委員会の会議は、非公開とする。

(専門部会)

- 第5条 専門部会の組織と運営は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)組織

ア 専門部会は、採択する教科の種目ごとに組織する。

イ 各専門部会は、主幹教諭、指導教諭、主任教諭又は教諭の職にある者のうちから 西多摩郡町村ごとに1人ずつ選出した4人に、校長又は副校長の職にある者のうち から選出した1人を加えた委員5人によって構成する。ただし、教科用図書の採択 に直接の利害関係を有するとみられる者は、専門部会の部員となることができない。

## (2)職務

ア 専門部会は、全ての教科用図書について調査研究し、その結果を調査委員会に報告する。

イ 専門部会部会長は、調査委員会に出席し、専門部会による調査の結果を報告する。

(3) 任期

部員の任期は、実施細目において別に定める。

- (4) 部会長及び副部会長
  - ア 専門部会に部会長1人及び副部会長1人を置く。
  - イ 部会長は、校長又は副校長をもって充てる。
  - ウ 副部会長は、部員の互選により定める。
  - エ 部会長は、専門部会を招集し、統括する。
  - オ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (5) 部会の公開

専門部会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 調査委員会の委員、専門部会の部員は、職務上知り得た事項の守秘義務を負う。

(住民等のための展示場)

第7条 採択協議会は、住民等の意見を収集するために、奥多摩町立古里図書館に見本本展示会場を設置する。

(庶務)

第8条 採択協議会等に関する庶務は、採択協議会担当関係町村教育委員会事務局において処理 する。

(採択後の公表)

第9条 教科用図書の採択結果、採択理由及び調査報告書並びに調査委員会委員及び専門部会部員の氏名は、関係町村教育委員会の教科用図書の採択が終了した後に公表とする。この場合において、採択結果及び採択理由には、選定結果及び選定理由を含むものとする。

(補則)

第10条 この要綱に関し必要な事項は、関係町村教育委員会が協議の上、採択協議会担当関係町 村教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附即

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。